国際ゾンタ福井ゾンタクラブ規約

平成 4 年 6 月 17 日改正 平成 8 年 10 月 16 日改正 平成 19 年 5 月 16 日改正 平成 24 年 6 月 1 日改正 平成 25 年 8 月 21 日改正

〈名称〉

第一条 本クラブは国際ゾンタ福井ゾンタクラブと称する。

〈例会場及び事務局〉

第二条 例会場はホテルフジタ福井とし、事務局は会長宅に置く。

〈目的〉

- 第三条 ①本クラブは、女性の法的、経済的、教育的、職業的地位の改善を図り、職業を持った 女性の世界的な交流を通じて理解と友愛を深める。
 - ②常に奉仕の精神を持って、地域社会、国家、全世界の社会・経済・産業・教育・文化 の発展に寄与するように努める。
 - ③国際ゾンタクラブは無党派であること。

〈会員〉

- 第四条 ①本クラブの会員は、国際ゾンタクラブの目的に賛同する女性で、福井県内において活動 をするものとし、分類会員、元分類会員、名誉会員よりなる。
 - ②分類会員は国際ゾンタの分類システムに準じ、現役でさまざまな職業分類に従事している女性よりなる。
 - ③分類会員がその職業を退職した場合、元分類会員とすることができる。
 - ④退会した会員が復帰する場合は、理事会で審議のうえ決定する。
 - ⑤会員が地区役員として推薦された際、本クラブの会議にかけ認められた場合には、その 任務遂行の経費の一部を補助し、また会員は協力を惜しまないこととする。
 - ⑥本クラブの元会長、あるいは特別な業績による高名な女性で、本クラブの区域内に職場 または住所を有する女性を名誉会員とすることができる。

〈役員及び理事〉

第五条 ①本クラブの役員及び理事は次の通りとする。

会長1名 副会長2名 会計2名 書記2名 理事4名

- ②役員及び理事は6月1日に就任し、任期は2年とする。但し再選は妨げない。
- ③補欠選任により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

〈役員及び理事の任務〉

第六条 ①会長はクラブを代表し会務を統括する。

- ②副会長は会長を補佐し、会長が前記の任務を行うことができないときは会務を代行する。
- ③会計はクラブの財務全般を司る。
- ④書記はクラブの会合の議事を記録する。また理事会や各委員会に所属しない通信事務を 行う。
- ⑤理事は役員及び委員長を補佐し、会務を処理する。

〈役員及び理事の選出〉

第七条 ①役員の選出は1月例会において5名の指名委員を設けて選出し、総会の席で承認を受ける。

②理事は役員会で選出し、会長がこれを委嘱する。

〈監事〉

第八条 ①本クラブに監事2名をおく。

②監事は会計業務の執行状況の監査にあたる。

〈委員会及び委員長〉

第九条 ①本クラブには下記の委員会を設ける。(9委員会)

*プログラム委員会 *財務委員会 *国際・都市連絡委員会 *広報委員会 *出席 委員会

- *職業分類 (OMC) Z クラブ&ゴールデン Z クラブ *奉仕委員会 * IT 委員会 * 女性の地位向上 (LAA) 委員会
- ②各委員会には委員長1名をおく。委員長は委員会の推進にあたる。
- ③会員はいずれかの委員会に所属し、委員長を互選する。
- ④各委員会の任務については、細則に定める。

〈会議〉

- 第十条 ①会議は役員会、理事会、定例会、総会とする。
 - ②役員会は会長が必要と認めた場合、これを招集する。
 - ③理事会は役員、理事で構成しクラブの運営にあたる。
 - ④理事会は通常毎月1回開催する。
 - ⑤定例会は通常毎月1回とし、原則として第3水曜日に開催する。
 - ⑥総会は毎年1回年度初めに開催し、会務の報告、会の運営等について討議する。
 - ⑦総会は会員の3分の2をもって成立する。
 - ⑧理事会が必要と認めた場合、及び会員の5分の1以上より請求のあった場合は臨時総会を開催しなければならない。

〈会計〉

- 第十一条 ①会計年度はその年の6月1日に始まり、翌年5月31日迄とする。
 - ②本クラブの会計は、総会において収支決算並びに予算の承認を得なければならない。

〈改定〉

第十二条 ①本規約は総会において出席者全員の3分の2以上の同意があれば改正することができる。

附則

この規約は平成25年8月21日から施行する。